## 平成18年第2回京丹波町議会臨時会

平成18年8月28日(月) 開会 午前 9時30分

- 1 議事日程
  - 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 諸般の報告
  - 第4 議案第76号 京丹波町瑞穂農畜産物処理加工施設兼市民農園管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第5 議案第77号 京丹波町市民農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
  - 第6 議案第78号 京丹波町グリーンランドみずほの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第7 議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について
  - 第8 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について
  - 第9 議案第81号 平成18年度町営住宅建設事業 町営住宅三ノ宮団地5・6号棟新 築工事請負契約について
- 2 議会に付議した案件 議事日程のとおり
- 3 出席議員(17名)
  - 1番 西山和樹君
  - 2番 室 田 隆一郎 君

- 3番 東 まさ子 君
- 4番 片山孝良君
- 5番 横山 勲君
- 6番 坂 本 美智代 君
- 7番 今 西 孝 司 君
- 8番 小田耕治君
- 9番 畠 中 勉 君
- 10番 山田 均君
- 11番 藤田正夫君
- 12番 山内武夫君
- 13番 篠塚信太郎 君
- 14番 吉田 忍君
- 16番 野口 久 之 君
- 17番 野間和幸君
- 18番 岡本 勇君
- 4 欠席議員(1名)
  - 15番 山西 桂君
- 5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者(12名)

町 長 松原茂樹君

助 役 上田 正君

助 役 堀 郁太郎 君

教 育 長 山 本 和 之 君

参 事 田渕敬治君

瑞穂支所長 森田一三君

和知支所長片山長男君

総務課長 谷 俊明君

企画情報課長 田端耕喜君

産業振興課長 山田 進君

土木建築課長 松村 康 弘 君

教 育 次 長 長谷川 博 文 君

6 出席事務局職員(2名)

議会事務局長 伊藤康彦君

書 記 山内圭司君

## 開議 午前9時30分

○議長(岡本 勇君) 皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、平成18年第2 回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

本日、瑞穂ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、ビデオカメラによる収録を許可いたしましたので報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

# 《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長(岡本 勇君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、11番議員・藤田 正夫君、12 番議員・山内 武夫君を指名いたします。

## 《日程第2、会期の決定》

○議長(岡本 勇君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

#### 《日程第3、諸般の報告》

○議長(岡本 勇君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、議案第76号のほか、5件です。

提案説明のため、松原町長ほか関係者の出席を求めました。

本日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

閉会中、各委員会活動が実施され、付託案件の審査、所管の町内施設、現地等の踏査が実施されました。

議会広報特別委員会は、議会だより第4号を発行され、また、25日に京都府市町村議会 広報研修会に参加されました。

本日、山西 桂君、寺井参事から欠席の旨、届出がありました。

本日、本会議終了後、議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんよろしくお願いいたします。

また、全員協議会終了後、産業建設常任委員会が開催されます。委員の皆さんには大変ご 苦労様ですがよろしくお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4から日程第9》

○議長(岡本 勇君) 「日程第4 議案第76号」から「日程第9 議案第81号」までを 一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長

○町長(松原茂樹君) おはようございます。

本日ここに、平成18年第2回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございました。

今年の夏は、前半に梅雨前線がもたらした豪雨により、国内各地で大規模な災害が発生したところであります。本町におきましても、河川や道路、農業用施設など被災箇所は37箇所を数え、住民生活に支障をきたす被災現場の早期の復旧とともに、長期的な災害予防の重要性の観点から、地域防災計画の策定を軸にした、適切な施策の推進に努めてまいる所存であります。

大雨から一転して猛暑の夏となりまして、今なお残暑厳しい日々が続いておりますが、この間に行われました第19回京都府消防操法大会には、町内消防団3支団から小型ポンプ操 法の部に出場し、見事、丹波支団の出場チームが第5位入賞という栄誉に輝きました。また、 瑞穂、和知支団につきましても、訓練の成果を遺憾なく発揮し、健闘いただいたところであります。

長く厳しい訓練に励まれた選手、団員の皆様、ご理解とご支援をいただきましたご家族を 始め、多くの関係者の皆様に厚くお礼申しあげ、報告とさせていただきます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第76号から80号につきましては、指定管理者制度導入に伴う所要の手続につきまして、議会の議決をお願いしております。

まず、議案第76号から78号における施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成15年6月改正、同年9月施行の地方自治法の一部改正より、公の施設の管理が、これまでの出資団体や公共的団体等にしか認められなかった管理委託制度に変わって、住民サービスの向上や管理運営の効率化を図るため、幅広く民間事業者やNPO法人等を加えた団体にも管理委託できる指定管理者制度が設けられたところにあります。

この改正に伴い、改正前の地方自治法に基づき条例を定め、管理委託を行っている公の施設は、法律の施行日から3年以内に直営する場合を除き、指定管理者制度へ移行することになっております。

現行では、これに瑞穂マスターズハウス、瑞穂マスターズ農園及びグリーンランドみずほが該当いたしますことから、指定管理者制度への移行を行うため、それぞれの施設の設置及び管理に関する条例の所要の改正をお願いするものであります。

続いて、議案第79号及び80号の指定管理者の指定についてでありますが、今回の指定につきましては、京丹波町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例、第3条及び第5条に基づき、施設の目的、規模、機能などを踏まえ、継続して効果的な住民サービスの向上利活用を図るため、現行の委託団体の管理運営実績や技術の蓄積、地元雇用の確保等を総合的に検討する中で、瑞穂マスターズハウスと瑞穂マスターズ農園の指定管理者に財団法人瑞穂町農業公社、グリーンランドみずほの指定管理者にグリーンランドみずほ株式会社を指定することについて議決をお願いしております。

議案第81号 町営住宅三ノ宮団地5・6号棟新築工事請負契約につきましては、事業計画最終となる2棟4戸分の住宅建築について、株式会社安谷組と7,507万5千円で本契約を締結することについて議決をお願いするものであります。

以上、申しあげまして、議案の説明とさせていただきます。細部にわたりましては、所管する担当課長から説明いたさせますので、ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申しあげます。

○議長(岡本 勇君) 補足説明を担当課長に求めます。

谷総務課長

○総務課長(谷 俊明君) それでは私のほうから補足説明を申しあげさせていただきたいと 思います。

まず議案第76号から78号について私のほうからご説明申しあげたいと思います。 提案理由につきましては、先ほど町長が申されたとおりでございますが、先の6月の定例会 におきまして、その前提となります公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例を議決 いただいたところでございます。

今回の条例改正につきましては、該当施設をまずは指定管理者制度に基づいて管理するということを明らかにする必要がありますことから、所要の改正を行わせてもらうものでございます。なお、今回のこの条例の改正点につきましても、平成15年の7月に総務省の自治行政局長通知が出ておるところでございまして、条例で規定すべき事項というものが示されております。この規定すべき事項と申しますのは指定管理者による管理であること。それから住民の利用に関する基本的な条件として、使用できる時間帯でございますとか、開館日、あるいは休館日、それから管理の業務の範囲、利用料金、こういったものを条例で規定しなさいよという前提になっておるところでございます。従いまして今回の改正につきましてはそれぞれの条例において、既に明文化されているものを除いて、新たに必要となる部分について改正をさせていただくものでございます。

まず議案第76号のページをめくっていただいて見ていただきたいのですが、この京丹波町瑞穂農畜産物処理加工施設兼市民農園管理施設の設置及び管理に関する条例の部分につきましては、新たに第3条の2ということで、使用期間及び使用時間を追加させていただいております。それから第7条において、これまでは改正前の自治法に基づいて、財団法人瑞穂町農業公社に管理委託されておったところでございますが、これを指定管理者に委託するということを明らかにさせていただくものでございます。なお、管理業務の範囲及び条例中の必要な部分について、第8条の改正も含めまして町長という表現を指定管理者に置き換えて適用できるというふうにするものでございます。以上、誠に簡単でございますが第76号の説明とさせていただきます。

続いて議案第77号の京丹波町市民農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例でございます。

これにつきましても先ほどの条例と同様に使用期間あるいは時間、それから指定管理者による管理であること、それから町長でございますのを指定管理者というふうに置き換えて条例の適用ができるものとする改正となっております。

続きまして議案第78号でございますが、京丹波町グリーンランドみずほの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。これにつきましてはまず第3条におきまして、個々の管理施設を明らかにしておく必要がございますことから、これまでは規則で上がっておったものを条例に新たに追加をさせていただくということで、屋内多目的広場、瑞穂ガーデンロッジ、その他附帯設備こういったものを追加させていただいたところでございます。このその他附帯設備と申しあげますのは、調整池、人工池、駐車場、トイレ、倉庫こういったも

のを含むものでございます。

続いて第3条の2でございますが、グリーンランドにつきましては非常にたくさんの施設があるわけでございますが、その施設の性格こういったものもございまして、利用時間が異なっておるところでございますから、それぞれについて今回条例で明らかにさせていただいたということでございます。

次のページの第5条、これにつきましては指定管理者による管理ということで申しあげました先の2議案と同様の改正ということで、これまでは旧地方自治法に基づいてグリーンランドみずほ株式会社というふうにうたってあったわけでございますが、ここを指定管理者が管理を行うというふうに改正をさせていただくものでございます。

それから先の第7条の関係でございますが、利用料金を別表として追加をさせていただい ております。これにつきましては、第3条におきまして追加した施設についての利用料金を 明らかにさせていただいたものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが76号から78号の説明とさせていただきます。よ ろしくご審議のほどお願いいたします。

- ○議長(岡本 勇君) 山田産業振興課長
- ○産業振興課長(山田 進君) それでは失礼をいたします。

私からは議案第79号につきまして、少し補足説明をさせていただきます。

本議案につきましては瑞穂マスターズハウス、いわゆる農畜産物処理加工施設及び研修施設並びに瑞穂マスターズ農園、市民農園管理施設及び市民農園の各施設の指定管理者を、財団法人瑞穂町農業公社に指定をお願いしようとするものでございます。指定の理由につきましては、先ほど町長が説明させていただきましたので、私のほうからは今回指定をお願いする施設について、少し説明をさせていただきます。指定をお願いしようとするマスターズハウスにつきましては、旧瑞穂町の特産物であります小豆、黒大豆、ほうれん草、山菜などを加工することにより、付加価値を高め、安定した生産技術体系の整備を図るものとして、また、マスターズ農園につきましては担い手の高齢化が進み、農地の保全が困難な状況になることがあることから、主として都市住民のレクリェーション施設などの利用に供するための市民農園を開設し、農地の保全、有効利用を図るとともに、健康でゆとりある生活の確保を図り、農村地域の振興に資するを目的といたしまして、平成10年度地域農業経営確立支援事業により建設整備されました。平成11年4月1日から現在の財団法人瑞穂町農業公社により運営管理をお願いしております。

マスターズハウスにつきましては、主に肉加工、豆加工の製造加工販売を行っており、加

工技術者4名、うちパートは3名、営業担当1名の体制で行っております。平成7年の実績につきましては肉製品が9,927kg、豆製品が6,055kgでございます。

また、マスターズ農園につきましては貸し農園でございまして、面積が8,263平米、100区画ございます。1区画50平米でございまして、年間2万円で貸し出しを行っております。

それでは議案を朗読させていただきまして、説明に変えさせていただきたいと思います。 議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて議会の議決を求める。 記 1 施設の名称 瑞穂マスターズハウス及び瑞穂マスターズ農園 2 指定管理者 京都府船井郡京丹波町和田大下10番地 財団法人瑞穂町農業公社 理事長 田畑 一喜 3 指定の期間 平成18年9月1日から平成21年3月31日まで 平成18年8月28日提出 京丹波町長 松原 茂樹 提案理由 瑞穂マスターズハウス及び瑞穂マスターズ農園の指定管理者を指定するため 以上、まことに簡単ではございますが、議案第79号の説明とさせていただきます。ご審議賜りましてお認めいただきますようよろしくお願い申しあげます。

- ○議長(岡本 勇君) 田端企画情報課長
- ○企画情報課長(田端耕喜君) 失礼いたします。私のほうから議案第80号につきまして補 足説明をさせていただきます。

先ほど町長より提案理由の説明がございましたとおり、グリーンランドみずほの各施設の管理につきまして、グリーンランドみずほ株式会社に指定管理者を定めようとお願いするものでございます。指定を計画いたしております会社への理由につきましては、先ほど町長より説明させていただいておりますので、私のほうからは今回管理願う施設について報告させていただきます。

現在のグリーンランドみずほは、平成10年9月に区域一帯の施設を集合させ、今までの 瑞穂総合運動公園の名称を改め誕生いたしました。その後、道の駅、瑞穂の里さらびきや瑞穂ガーデンロッジ施設の整備も行われ、運動施設のみの提供ではなく、地元特産品の直接販売や食事、宿泊の提供など、都市部からの来訪者への配慮も行う中で、幅広い世代の方々に ご利用いただいている状況でございます。もちろん地元の多くの皆様にもご利用いただいているところでもございます。指定管理としてお世話になる施設につきましては参考資料の中で示しておりますとおり、グリーンランドにかかわる多目的グラウンドをはじめとする13 施設とその他、駐車場などの施設でありまして、14万1,545平方メートル分でござい

ます。

それでは議案を朗読させていただきまして、説明に替えさせていただきます。

議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて議会の議決を求める。 記 1 施設の名称 グリーンランドみずほ 2 指定管理者 京都府船井郡京丹波町大朴皿引1番地4 グリーンランドみずほ株式会社 代表取締役社長 黒田 一夫 3 指定の期間 平成18年9月1日から平成21年3月31日まで 平成18年8月28日提出 京丹波町長 松原 茂樹 以上、まことに簡単ではございますが、議案第80号の説明とさせていただきます。ご審議賜りましてお認めいただきますようよろしくお願い申しあげます。

- ○議長(岡本 勇君) 松村土木建築課長
- ○土木建築課長(松村康弘君) 失礼いたします。ただいま上程になっております議案第81号 平成18年度町営住宅建設事業 町営住宅三ノ宮団地5・6号棟新築工事請負契約について説明を申しあげます。冒頭、町長からも説明がありましたけれども、補足説明をさせていただきます。

三ノ宮住宅につきましては、若者の定住促進、Uターン、Jターンのための住宅を建設し、定住環境の整備を図るとともに、地域の活性化を図ることを目的として建設されるものでございます。全体計画といたしましては敷地面積 6 , 2 2 8 ㎡、施設としましては住宅棟 6 棟 1 0 戸、約 7 5 7 . 8 ㎡、集会所 1 棟 1 1 1 . 8 ㎡でこれが全体計画でございます。

既に16年度におきまして住宅棟 4棟 6 戸、それから集会棟 1 棟が建設されております。本年度につきましては住宅棟 2棟 4 戸、3 0 3 . 1 ㎡を建設するものでございます。それから 2 枚目は位置図をつけさせていただいております。次のページは全体計画、そして本年度工事分を赤で記しております。それから 1 棟 2 戸の平面図をつけさせていただいておりますので、ご覧ください。それでは最後に朗読いたしまして提案とさせていただきます。

平成18年度町営住宅建設事業 町営住宅三ノ宮団地5・6号棟新築工事請負契約について 平成18年度町営住宅建設事業 町営住宅三ノ宮団地5・6号棟新築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または、処分の範囲を定める条例(平成17年条例第47号)第2条の規定により議会の議決を求める。 記 1 工事名 平成18年度町営住宅建設事業 町営住宅三ノ宮団地5・6号棟新築工事 2 契約金額 7,507万5,000円 3 契約の相手方 京都府船井郡京丹波町和田寺谷7番

地の1 株式会社安谷組 代表取締役 安谷 一秀 4 契約の方法 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号)第167条第1項第1号の規定による指名競争入札 5 契約履行場所 京都府船井郡京丹波町三ノ宮地内 6 契約期間 議会の議決を得た日から平成19年3月20日まで 平成18年8月28日提出 京丹波町長 松原 茂樹 どうぞご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長(岡本 勇君) 以上説明のとおりであります。

これより議案第76号、京丹波町瑞穂農畜産物処理加工施設兼市民農園管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

- ○議長(岡本 勇君) 7番今西君
- ○7番議員(今西孝司君) ちょっと伺っておきたいのは、指定管理者制度ということによって、町行政にはどのようなメリットがあるかということをまず聞いておきたいと思います。

聞くところによると瑞穂のグリーンランド、マスターズ農園というところは、わりと順調な運営がされていると聞いております。この町内には赤字だらけの公の施設がかなり多く残っておりますが、こうしたところを後回しにして優良な施設だけを先に認定をして、指定管理者制度を進めていくということには、ちょっと疑問がもたれるところもありますので、そこのところの説明をお願いしておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) まず1点目のどこにこの制度のメリットがあるのかということで ございます。これも冒頭、町長が申されたとおり住民サービスの向上や、管理運営の効率を 図るということが一つございますし、その門戸を開放することによって、この公の施設の条 例に基づきまして公募性を取って行いますと、そこで業者間の競争の原理が働きまして、一 定同じ施設の管理するのに町側から見ればコスト削減ができる額でお申し出があったところ、 もちろんサービスは同等のサービスをやっていただかなければならないわけですが、そうい った形でのメリットが働くのではないかというふうに考えるところでございます。

それからなぜこの三つの施設が先行して指定管理者に移行するのかということでございますが、これにつきましても地方自治法の改正が平成15年になされたわけでございまして、その間に改正前の自治法で管理委託をしていた施設については、3年以内に指定管理者に移行することとされておりまして、この条例の新旧対照表を見ていただきますように、条例でこの施設を管理委託をしますということで、旧自治法に基づいて議決がなされていた経過がございます。ただこのままこれを3年間経過してこの条例がこのまま生きるかといいますと、自治法の改正によりまして継続することができないということでございますので、今回まず

この3施設について指定管理者制度への移行ということでの改正を提案させていただくということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 7番今西君
- ○7番議員(今西孝司君) 今説明していただきましたことはある程度理解できるわけでございますが、それなら他の施設はいつごろをめどに管理者制度に移行させられるのかということをお聞かせいただきたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) ただいま私どものこういった施設というのは約100箇所あるわ けでございまして、ただし、この指定管理者制度に馴染むか馴染まないかということがまずは でてまいります。と申しますのも先ほど申しあげましたように、この指定管理者制度というの はあくまでも民間からの応募等に基づいて、行政側から見ればコスト削減を図るということで ございますし、住民の皆さんにとっては民間のサービスのレベルを上げるといいますか、民間 の持っておられるノウハウを利用して、できるだけ住民にサービスを提供していくということ が、指定管理者制度のもともとの改正の趣旨であろうというふうに思っております。ただそう 言う観点から言いますと、民間の業者がどういう形で応募されてくるかということを考えます ときに、やはり収益性がなければいくら公募しても民間の人が手を挙げられないということを 考えるわけでございます。従いまして現状の直営で運営している施設もあるわけでございます が、そういった部分で一定収益が上がっている施設、こういったものを指定管理者制度に移行 するような形で検討しなければならないというふうに思っております。ただ時期的にいつかと いうことになりますが、これについては十分内部検討をさせていただいて、おって明らかにさ せていただきたいと思っておりますが、広くいいますと、例えば私どもの施設で丹波食彩の工 房でございますとか、和知の山野草の森ですとか、カヌー、ウッディパルわちがこういった住 民の利用に基づいて収益、あるいは住民の購買に基づいて収益がある施設というものをまず検 討していかなければならないと考えているところでございます。
- ○議長(岡本 勇君) 12番 山内君
- ○12番議員(山内武夫君) 私のほうからも担当課長に何点か質問したいと思います。

指定管理者の指定を受けようとする場合には、既に事業計画収支の計算書というのがそれぞれの指定管理者のほうから計画書が出ておるというふうに思っております。今後、指定管理料の関係ですが、指定管理者との協定の中で必要経費を算出していくということになってこようかと思いますが、農畜産物の処理加工施設につきましては現在農業公社のほうへ総額で2,40万円補助金として支出されておる、予算計上されております。今後、指定管理料について

どういうような算出方法で決定をされていくのかお聞きをしたい。

もう1点は指定管理料の決定になりまして、年度末に収支の変動が出てきたという場合には どうなるのかと思っております。最終精算をされて管理料を決定されるのか、変更でされるの かどうかあわせてお聞きをしておきたいと思っております。

あと1点町長にお聞きしたいと思いますが、現在、農畜産物の処理加工施設につきましては 農業情勢が厳しい中、料金の引き上げというのも大変厳しい現状があろうと思っております。 そういう中で施設のスペースというのも大変狭いということも聞いておりますし、処理能力も 限界だということを聞いております。そういう中で経営努力だけではなかなか難しい面がある のではないかと思っております。今後の方向性としてあそこの施設をどのようにされるのか、 あわせて現計の補助金といいますか、それに見合ったものを今後とも管理料として確保してい くべきと思っておりますが、その点についてもお伺いしておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) ただいまのご質問の件でございます。確かに協定の中で指定管理料というのは最終協議をさせていただく中で決定をさせていただくわけでございます。ただいまもございましたように、一定私ども過去の実績を把握させていただいております。それから今回のこの指定管理にかかわってそれぞれ申請をいただきました。その申請の内容については、単純に言いますと「1年間でこれだけの収益を上げる努力をいたします」ということで収入、これだけの収益を上げるにはこれだけの経費がかかるという歳出が当然あるわけでございます。しかしながらその隙間、その隙間の部分については指定管理料でお願いしたいという形での申請を現実いただいております。もちろん、逆に言えばこれだけの指定管理料をいただけば管理運営させていただきますという申請と同じであろうというように思っております。で、今後協議をさせていただくなかで協定書を定めさせていただきたいと思っております。が、今後協議をさせていただくなかで協定書を定めさせていただきたいと思っております。

それから収支の変動があった場合はどうかということでございますが、基本的には原則一度この協定を年間いくらというふうに定めさせていただきますと、収支の変動があっても、この行政側から出させていただく管理委託料は変更しないというのが建前となっておりますのでよろしくお願い申しあげたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長
- ○町長(松原茂樹君) 瑞穂の農畜産物の処理加工施設でございますが、ここについては議員 ご指摘のとおりスペース、あるいは処理能力についても一定の限界はあるわけでございます が、平成11年4月から稼動しておりまして、その運営管理等につきましては農業公社で適

切に運営をいただいておるところでございます。先ほど総務課長から申しあげましたように、 今後の課題といたしましては、食彩工房との統合も含めて進めていかなければならないとい うふうに思っておるところでございます。現状のところ、今の内容で経営努力をいただくと いうように思っておるところでございまして、管理料等につきましても現状の考え方でお願 いをしてまいりたいというように思っておるところでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 13番 篠塚君
- ○13番議員(篠塚信太郎君) この瑞穂マスターズハウスなりマスターズ農園の職員採用でございますが、直近の嘱託、パート職員はいつどのような方法で採用されたかお聞きをいたします。公募なのか、縁故なのか、その他なのか明確にお答え願いたいと思います。

それから職員体制でありますが、冒頭、提案説明もありまして適正な人員なのかどうなのか、適正な人員が確保されているのかというようなこともお伺いさせていただきます。

それとパート職員の賃金と交通費の支給でございますが、超勤手当が支給されていないというようなことも聞いておりますが、これが事実かどうか、これを承知されているのかどうかお伺いしたいと思います。

このような、今、お聞きしましたような職員体制ですとか、人員管理といいますかそうい うことが確立できていない業者に委託するというのはどうかと思いますので、明確なお答え をいただきたいと思います。以上です。

- ○議長(岡本 勇君) 森田瑞穂支所長
- ○瑞穂支所長(森田一三君) 直近の職員採用につきましては、パートの事務職を昨年の4月に 採用しております。これにつきましては公募等も考えたわけですけれども縁故、応募で採用 させております。

また、適当な人員配置かどうかということですけれども、先ほどありましたように、昨年の肉加工だけでも約10t、これにつきましては常用の調理加工担当職員だけでは到底手が回りません。従いましてパート等も雇用いたしております。その中で賃金等につきましてのご質問ですが、賃金等につきましては京都府の最低賃金制度に準拠しながら決定をいたしておりますし、ただ、通勤手当等につきましては京丹波町の嘱託職員等もそうでありますように、支給をいたしておりません。ただ時間外勤務手当てにつきましてはタイムカードで管理をいたしておりますので、すべてについてパートについてもすべて支払っておりますし、職員についてもそういう形でさせていただいております。

適正な人員配置ということがなかなか難しいもので、特に黒豆等の加工につきましては季 節変動がございます。年間続いて常用という形にはなかなかなりにくいという部分もござい ますので、それにつきましては必要に応じてシルバー人材センターから派遣をいただいたりということも含めまして対応いたしておりますし、このことが先ほどありましたような加工 実績につながっているという形の中で、今後につきましてもそういう形で対応してまいりた いというように思います。

- ○議長(岡本 勇君) 13番 篠塚君
- ○13番議員(篠塚信太郎君) 昨年4月にパートで採用されたということですが、公募でなくて縁故ということでありますが、どのような縁故なのか、役場関係の縁故なのか、財団法人農業公社の縁故なのか、それとも他の縁故なのか、どういう縁故なのかお答えを願いたいと思います。

超勤手当については支給されている。間違いないということでそれならいいのですが、これは間違いないのですね、未支給ということはございませんね。それなら縁故のもとをお答え願いたい。

- ○議長(岡本 勇君) 森田瑞穂支所長
- ○瑞穂支所長(森田一三君) 縁故のもとといいますか、事務職ですので事務の経験のある方ということを中心にしながら検討をさせていただきました。町内の中でそれぞれ役場、公社関係職員の知り合いといいますかそういう形の中で、事務のできる形の中で検討し、履歴書等も提出いただく中で面接をし、決定をしたという状況でございます。
- ○議長(岡本 勇君) 13番 篠塚君
- ○13番議員(篠塚信太郎君) そうしたらこの縁故は役場の職員関係の縁故であったということでありますが、これから採用、職員、嘱託、パートの採用について、このまま職員の縁故でいかれるのか、ほかの方法でいかれるのか、このまま縁故でいかれるならこれはちょっと問題があるというように思いますし、職員、嘱託、パートとも公募をするというような方法でやっていかれるのかどうかお聞きしておきたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 森田瑞穂支所長
- ○瑞穂支所長(森田一三君) その件につきましては、私が答える立場ではありませんが、当然 公社には理事会がございまして理事長もおりますので、その理事会の中で決定し、理事長等 が採用等については決定するものと思っております。先ほどありましたように役場の縁故と いう形よりも、全体の地域の中での縁故ということでご理解いただきたいというふうに思い ます。
- ○議長(岡本 勇君) 3番 東さん
- ○3番議員(東まさ子君) 私のほうは手続等に関する条例が6月に制定されましたが、今回

の選定をされたことにつきましても、選定委員会に基づいて指定をしていくということでありましたが、選定委員会というのはできているのか。また、どういう人たちで構成され、検討されてきたのかという点についてお聞きいたします。

○議長(岡本 勇君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10時20分 再開 午前 10時22分

- ○議長(岡本 勇君)休憩前に引続き会議を開きます。 7番 今西君
- ○7番議員(今西孝司君) これも的外れといわれるかもわかりませんが、この議案だけに関連したことではないのですが、先ほど総務課長が説明の中で町内には100箇所くらいの指定管理者制度を導入すべく施設があるといわれた中で、食彩の工房と瑞穂の今回認定になる施設とまた合併も考えているといわはったけれど、合併して将来指定管理者制度を導入できるような施設ならいいのですが、箸にも棒にもかからないような施設も100箇所もあれば中にはあると思います。そういうのは将来的には削減するとか、切り捨てていくということも検討していかなければ、いくらでも補助金を出して、指定管理者制度を導入するということであれば、指定管理者制度導入そのものの意味がなくなっていくと思います。赤字が永久的に続いていくような施設は、将来的には切っていくのかどうかそのあたりの考えを持っておられれば説明をしていただきたい。
- ○議長(岡本 勇君)谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) ただいまのご質問でございますが、100箇所ほどあると申しましたのは、公の施設として100箇所ほどあるということで、これをすべて指定管理者制度 云々という答弁はさせていただいてないと思っております。この中で指定管理者に馴染むものと馴染まないものを色分けをさせていただいて、今後検討させていただきたいということでございます。

この100箇所の中には、いわゆる農林関係の事業で集落に設置いたしました集会施設、こういったものも当然含まれておるわけでございまして、こういったものを今後ともどうするのか、財産台帳にもあるわけですが、現実には地元の皆さんで管理運営していただいているということでございますし、そういったものについては地元へ譲渡させていただくという形で、今後は考えていくべきであろうと思っております。水道施設とか下水の排水処理場とかもたくさん抱えておるわけでございまして、こういうものも指定管理者に馴染むかどうかということになりますと、これは直営で管理していかなければならないし、ただしその管理

方法については、一定業者の入札というものでコストダウンを図っていって管理を行うというようなことになろうかと思っております。従いまして、先ほどにも答弁させていただきましたように民間の業者が手を挙げてくれる施設、こういうものはやはり一定収益性がある施設でないとやはり応募がないであろうというふうに私のほう思っております。そういった一定住民の利用があって収益が出ているもの、こういったものを選考して指定管理者制度に移行していきたいという考え方でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 10番議員 山田君
- ○10番議員(山田 均君) 私もお尋ねしておきたいと思いますが、ひとつは今回指定管理者となる施設の、今の条例で見ると管理の委託というところに明確に管理委託を、例えばグリーンランドみずほ株式会社にするとか、公社にするということになっておるものが上がっておるのではないかと思いますが、今のいろんな説明と関係があろうかと思うのですが、現在、京丹波町のいろんな条例で施設があってそれを管理する条例というのがあるのですが、確かに今総務課長からありましたように、例えば公民館的なもの、こういうものは明確に集落の区へ管理を委託するとかいうことになっております。全体の条例をみますと管理を委託することができるという場合にはしておろうと、町が直接管理しておろうと今度の指定管理者のとこへ即かかるというものではないのですが、先ほど申しましたように、グリーンランドとか、農業公社というように委託先を明確にしておるもの、そういうものについては今回そういう条例改正をする必要がないのかどうかそれをちょっとお尋ねしたいというように思います。

もうひとつは併せてそういうはっきり明確に相手の委託先をしておるのと同時に、例えば 京丹波町和知のカヌークラブハウスの設置条例をみますと、「町長は施設の管理及び運営を 公共的団体に委託する」と委託を明確にしております。そういうものの扱いというものは今 回の場合にどうなのか。言ったら委託先を明確にしておるという施設、その辺についての見 解をお尋ねしておきたい。これは自治法改正でこの9月までに相手先を明確にしなければな らない、直営でするか、委託先をはっきりする、指定管理者制度にするというものではない のかどうかということも併せてお尋ねしたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君)谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) ただいまのご質問の件でございますが、他にも条例で相手先を規定 しているではないかということが第1点だと思いますが、もう一点ございますのは、旧の自 治法でございますように受託収入、こういうものを管理者の収入として条例で定めれば収納 することができるというもうひとつの定めがあったわけでございまして、私ども、今回明ら

かに管理をこの団体を指定いたしますと定めてあって、かつ管理受託収入についてもその団体に収受させることができるというふうになっている部分について、今回の指定管理者制度に基づいて改正すべきであるという判断をさしていただいたものでございます。

それから2点目のご質問で、一定条例に基づいて示唆できる形の表現があるのではないかという部分の条例はどうするのかという話でございますが、その部分については明らかにその団体の名称が条例で規定をして議決をいただいたものではないという観点から、今回の自治法の改正の部分での期限までにしなければならないという形にはならないという判断をさせていただいたところでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 10番 山田君
- ○10番議員(山田 均君) 収入が伴うか伴わないかということもあるのですが、収入の代償ということもあるのですが、公の施設というものの場合、公民館なんかでも区外であれば一定の使用料を徴収するということもあるのですが、厳密にいえばそれも収入を伴うということになります。こういうものを当然、本来ならばこういう指定管理の制度をするものと同時に整理をしなければならないということと思います。今回の場合、たまたまこの二つの施設が議案に出されておりますが、例えば南丹市であれば30数施設を一気にやられた。住民からすれば京丹波町が合併して、合併以前から準備をされておって当然と思うのですが、京丹波町にある施設の中で二つだけやるということはどういうことなのか、南丹市でも合併してすぐやっているではないかという指摘もあります。そういう面からいうと町としての考え方を、今の場合は二つの施設ということになりますが、他ある施設についてもどういうふうに基本的なスタンスを考えているのか。先ほど一定の説明もありましたが、一定の時期をもって明確にしていかなければ、住民からすればどうなのかという不安と同時に疑問の声もあるので、その辺の考え方をもう一点お聞きしておきたいというのがひとつでございます。

もうひとつ使用料の関係でお尋ねしておきたいと思いますが、町内にある類似の施設があるのですが、同じような金額にすべきではないかと思いますが、ひとつお尋ねしておきたいのは、BGのプールです。これは関係するもので聞いておきたいのですが、使用料が和知にある使用料と違います。時間の問題もあるのですが、この辺の考え方は指定管理すると条例で決まってしまいますので、今和知にあるものに変えるということかどうかわかりませんが、その辺の考え方も統一的にやっていかないと同じ町が管理しているもの、指定管理するものもありますが、おかしいのではないかという疑問の声もありますがその点も併せて伺っておきたいと思います。

○議長(岡本 勇君) 使用料の問題については次の議案で変えます。最初の1点のみ答弁願

います。

谷総務課長

- ○総務課長(谷 俊明君) ただいまの最初のご質問の件につきましては、できるだけ早いうちに一定指定管理者に馴染む施設、あるいは通常の委託管理業務で十分管理できるということの区分をいたしまして、早期のうちに指定管理者に移行できるものはすべきであるというふうに考えております。
- ○議長(岡本 勇君) 10番 山田君
- ○10番議員(山田 均君) 町長にお尋ねしておきたいと思います。

今、総務課長から京丹波町にある施設の考え方をどうするかということを早急に詰めたいということでしたが、100近くあるということでございますので100あれば100施設の一覧表を作って直営、指定管理者というようなものを議会に提示していただいて、それに基づいて進めていくということにしていただきたいし、資料としても提示をしていただきたいと思います。そうしなければ、我々としても100ある施設が、条例を見れば一定の部分はわかるわけですが、整理をして町民にも示していくということも必要と思いますので、資料を提示していただくという点について伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長
- ○町長(松原茂樹君) 公の施設につきまして数たくさんあるわけでございますが、先ほどから説明させていただいておりますように、指定管理者制度に馴染むもの、馴染まないものあるわけでございまして、これはすべての施設が基本的には町民のいわゆる公的な施設として利用されるそのための経費の問題でありますとか、あるいは住民が公共の施設とし、住民が公共の施設として供用できる、そうしたものを確保していかなければならないということでありますので、そうしたものを十分精査をしながら指定管理者制度に移行できるもの、そしてまた直営でしていくもの、さらにはその目的をすでに失いかけているもの、色々あろうかと思います。そうしたものを十分整理をしながら議会にも考え方をお示しさせていただきながら、以後整理をしていきたいと思っているところでございますので、整理がつき次第、資料の提供もさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(岡本 勇君)これをもって質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。

議案第76号 京丹波町瑞穂農畜産物処理加工施設兼市民農園管理施設の設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案のとおり可決することに賛成の方は 挙手願います。

(全員 举手)

- ○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。 よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。
- ○議長(岡本 勇君) 次に議案第77号、京丹波町市民農園の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

7番 今西君

○7番議員(今西孝司君) ちょっと伺っておきたいと思いますけれども、この市民農園とい うのは、町が所有している用地ですか。それともその地域の人から借り上げしている施設な のかということをお伺いしたいと思います。

それと関連して、和知の向山に貸農園のようなものができよるわけなんですけれども、あの土地も町が購入した土地なのか、それとも借地なのかということをお伺いしたいと思います。というのは借地をしておれば借地料というものを地主に払わなければならないけれども、借り手が少ない場合は借地料さえ上がってこないのではないかというような心配もされますので、そこのところを明らかにしておいていただきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 山田産業振興課長
- ○産業振興課長(山田 進君) マスターズ農園につきましては地元の農家から借り上げをしている土地でございます。借地料として応分のものを支払っております。

それから向山の件につきましては、町が買収をしております。

以上でございます。

- ○議長(岡本 勇君)
- ○議長(岡本 勇君)これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

議案第77号 京丹波町市民農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制 定について 原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 举手)

- ○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。 よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。
- ○議長(岡本 勇君) 次に議案第78号、京丹波町グリーンランドみずほの設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。
- ○議長(岡本 勇君) 8番 小田君
- ○8番議員(小田耕治君) グリーランドみずほの中には多くの施設があるわけでございますが、 この施設を利用する側から何点かお尋ねしておきたいと思います。

まず、利用の手続の関係なんですが、今までの委託の状態から指定管理になったということで、利用の手続に変更があるのかどうか、あるいはその料金の関係で、今までと変更が出てくるのか、それと利用料の免除の関係なり、利用時間の関係について変更があるのかどうか、今までと変わるところをお尋ねしていきたいと思います。

それから施設の利用の可否ということで、できるかできないかということで、現在の利用 申し込みといいますか、例えば利用しようとしたときに空いているかどうか確認する場合、 町のほうへ問い合わせをしたときに、利用状況なりがわかるような形になるのかどうか以上 をお尋ねしておきます。

- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) まずお尋ねの手続に関してでございますが、できるだけ指定管理者にそういった部分は委ねるわけでございまして、住民の利便性が最も高まる形で煩雑であれば簡素にしていただくということで、住民のサービスに努めていただく形でやっていただきたいというふうに思っております。現状としては指定管理者にいたしまして、今、直ちに現行の手続を変更されるということは現時点ではうかがっておりません。

それから料金に変更があるかということでございますが、この料金、条例を見ていただくとわかりますように、最高限度額を定めてそれ以内ということにさせていただいております。 実際の料金については指定管理者が決定をなされるということで、それを行政が承認するという以後の取り扱いになろうかと思いますが、これについても今の現行の料金のままでいかれるであろうということで、現時点で変更されるということは伺っていないところでございます。

それから利用の状況が町の方でわかるのかということでございますが、まことに申し訳ご ざいませんが、これについては町の方でうまく連携ができればいいのですが、現実これだけ たくさんの施設なり時間帯でございますので、直接グリーンランドみずほのほうで管理して いただくということになろうかと思いますので、よろしくご理解の程お願いいたします。

- ○議長(岡本 勇君) 12番 山内 武夫君
- ○12番議員(山内武夫君) 町長に1点お伺いしたいというふうに思っておりますが、グリーンランドみずほの施設につきましては、ご承知のとおり社会体育的な施設というそういう一面を持っておりまして、公共的な要素が多分にあるということの中で、今もありましたように使用料金等についての引上げということは適当でないというように思っております。そういうことから言いますと、おのずと低収益、非収益のそういう部分の側面がたぶんにあるというように思っておりますが、今後、指定管理者制度に移行していくということになりますと、民間のほうに移管ということになってまいりますので、雇用問題とか労働条件の低下につながるということも考えられるというようなことも思っております。ひいては、そのことがサービスの低下にもつながっていくのではないかと思っております。このようなことから現在年間2,500万円の委託料というようなことで、町のほうから委託料を払って運営をしていただいているのですが、そういうようなことも鑑みながら、引き続き現計の予算というのを確保できるようなそういう施設にしていただきたいという要望もしておきたいと思っております。そこらへんで町長のお考えをお聞きしておきたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 松原町長
- ○町長(松原茂樹君) 今回、指定管理者制度に移行させていただく中で、議員ご指摘のようにたくさんの施設を管理いただくということで、当然のことながらそうした中には収益性の伴わない、また伴いましても非常に低いという部分も含めてでございまして、そうした部分について一緒にお引き受けいただくということも含めて管理料を設定させていただいているところでございまして、これまでの実績からその中でさらに利益を上げていただいているということも含めて、今後もそうした中で適切な管理をしていただけるものと思っているところでございます。
- ○議長(岡本 勇君) 10番 山田君
- ○10番議員(山田 均君) 先ほどお尋ねしていたことにかかわって改めてお尋ねしたいと思います。つけてもらっております別表の関係で、プールを比較しますと中学生以下と大人ということになっておりまして、中学生以下利用者であれば200円、高校生400円、一般500円以内となっておるのですが、町内の施設で和知もあるのですが、和知の場合は午前午後それぞれ200円、夜間300円ということになっております。和知は夜間もやっております。今後指定管理者制度ということでグリーンランドに渡すわけですが、町の施設として同じサービスということになろうと思うのです。料金、使用時間の関係について調整す

べきと思いますが、そこはどうなのかお尋ねしておきたいというふうに思います。

#### ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長

○総務課長(谷 俊明君) ただいま町内施設等の類似施設については、料金を調整しておくべきだということでございます。確かにそういう部分の差異といいますか現実には出ているのが実際でございます。ただ、先ほど私ども申しあげましたように、今回指定管理者に指定をするということで、こういった利用料金の収入というのは指定管理者の収入になるということでございます。従いまして、指定管理者の運営面、そういったものも当然考えておかなければならない部分もあるわけでございまして、今回この条例は最高限度額を設定させていただいたということで、具体的な数字については指定管理者でご判断といいますが、当然協議はするわけでございますが、指定管理者のお考えになる数字、こういったものでも定めることが可能であるということでございますので、できるだけそういったことで格差、他の施設もあるわけでございますが、今回にかかわらずそういった部分については一定合併の協議、あるいは調整をやってきているわけでございますが、そういった部分のある部分については今後、他の施設を含めまして検討させていただきたいというふうに思っております。

#### ○議長(岡本 勇君) 1番 西山君

- ○1番議員(西山和樹君) ちょっとこの件について、あとの次と次79号80号で業者が決められる選定がされるのでそれはいいのですが、ひとつお伺いしておきたいのは、特にグリーンランドを事業主として次指定管理者がやられる場合、これほどがんじがらめにしておいていいのかというのが気になります。例えば、「みずき」について利用時間が午前11時からということになっておりますが、11時までは入ることができないということがございますし、その他もろもろ細かいところまでチェックできておりませんが、あまり細かく決めすぎると、逆に指定管理者の自主性が失われるということが考えられるのではないか、今後において競争原理というのは当然働かせるためにということの話が総務課長からもあったように思いますが、いずれにいたしましてもあまり細かく決めすぎますと逆にそれが足かせになって、相手の指定管理者がさらにもっと伸ばしていきたいというときに、自由が取れないのではないかという気がしますので、そのあたりについてある程度フレキシブルな物事の考え方ができるように、このあたりの条文をちょっと考える必要があるのではないかというふうに思いますが、そのあたりの思惑をお聞かせ願えればと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) ただいまの件でございますが、これはこの指定管理者制度導入の 条例の規定すべき内容ということで、一定、総務省のほうから通知が出ておるという関係で、

まずは住民に条例でどういった施設、あるいはどういった時間帯、あるいは使えない日というのを明らかにしなさいよという前段があったわけでございまして、それに伴いまして今回条例に規定させていただいたということがございます。ただ、現実の議員さんのお話としてこれだけがんじがらめにすると、それ以外はあかんのかということになるわけでございますが、この条例の3条の2の2項、次のページでございますが、一応、町長が必要と認める場合は変更することができるというふうに規定をさせていただいております。従いまして、今後、指定管理者が運営していただく中で、どうしてもこの条例どおりいかない部分が当然出てこようかと思うわけでございますが、そういった部分については、一定協議をしながら変更も含めてやらせていただきたいというふうに思っております。

- ○議長(岡本 勇君) 1番 西山君
- ○1番議員(西山和樹君) 今、課長のほうから異議があれば、もしくは要望があれば対応する ということでありますが、物事を決めるときにははじめから余裕を持って決めておくのが常 識であって、問題ができてから相手から申し出があってから対応するというのは、非常に無 責任でいけないのではないかというふうに思います。常識的に考えて、コーヒー店が11時 からでないと開かないというような物事の考え方に同意すること自体のほうがおかしいので はないですか。コテージではないでしょう、「みずほガーデンロッジ」というのは。これひ とつにこだわっているのではないのですが、やはり、今まであったものをそのまま流してお けばそれでいい、「文句があれば言って来い。」というのはきわめて役所的な物事の考え方 で、本当に住民に対してというやさしさが考えられない。だからこの条文3条の2の12に 限って申しあげているわけではない。ほかのところをもう少し読み直して、これについては 考える必要がある。今回ここまで上程されてから、もう一回引っ込めて考え直せというとこ ろまで言うつもりはございませんが、今後ともそのようにみんなに暖かい考え方というもの を示していただきたいと思います。私が仮に受託する管理者であったとすれば、そのあたり のところの条件を改めてもう一度問いたい。そうするとまた次回に一部の一部を改正する条 例をまた上程しなければならないというようなこともあろうと思いますし、そのあたりのと ころの熟考を促しておきたい、このように思います。
- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) ただいまおっしゃっていただいたことにつきましては、十分指定 管理者と相談する中で、今後の円滑な運営に資する時間帯ということで検討させていただき たいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 10番 山田君

○10番議員(山田 均君) 先ほど使用料の関係お尋ねしたのですが、上限ということになっているのですが、先ほどもありましたように一定業者が指定管理を受ける場合に事業計画を出しております。当然一定の料金を決めているのですから、料金を相談するというのではなく、その事業計画に基づいて指定管理者は進めていくということになりますので、事前の協議というのが非常に大事だと思うわけです。今指摘があった時間の問題についても、当然先ほどもありましたように、この施設はこの時間帯というのを提示するわけでありますから、当然、指定管理者と事前の協議というものが当然あるべきと思います。利用時間については指定管理者ということで運営管理を移管するわけでございますから、そことの協議というのを十分されたのかどうか伺っておきたいのが1点。

もう1点は施設の管理運営は指定管理者ということですが、たくさんの施設修繕とか改修 という問題が当然出てくると思いますが、それについての考え方というのかどういう考え方 なのか伺っておきたい。修繕という一定の金額を決めて、それ以内は指定管理者が行う、そ れ以上は町がするということになるのか、その点についても伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) ただいまの利用料金の関係、あるいは今後の修繕等が発生したときの考え方でございますが、これについては議会でこの条例、指定の議決をいただきますと、指定管理者としての協定書というのを私ども行政と相手さんと結ばせていただくことになっております。その協定書の中身でもう一度再度詳しい業務の範囲、内容、あるいは備品等の扱いをどうするのか、それから指定管理料、あるいは利用料金といったことの部分、それから損害賠償、それから指定期間の満了時にどういう取り扱いをするとかということでそういったものを細部に渡りまして協定書を結ばせていただくことになっております。今すべてこういった部分が明らかに協議が済んでいるというふうなものではないわけでございまして、双方十分協議をさせていただく中で、円滑な住民サービスの提供ができるように協議をさせていただきたいと思っているところでございます。
- ○議長(岡本 勇君) 8番 小田君
- ○8番議員(小田耕治君) 先ほどお尋ねした中で、利用料の免除についての考え方なのですが、 今回指定管理者は特別の理由があると認めるときはということで、利用料の全部または一部 を免除することができるという項目が入っているわけですが、現在、利用料の免除という形 で使っている施設、あるいはホッケー場なり会議室なり、多目的グラウンドであろうかと思 うのですが、そういう利用料の免除なりの考え方、指定管理者が認めないと利用料の免除と いうのはできないということになると思うのですが、行政サイドとしてこういう活動に対し

てはやはり利用料免除してでも活発に活用していくべきだという内容があった場合、これは 行政側から利用料の免除分を補填するような形ででも免除規定というのを活用していけるの かどうかその辺のところお尋ねしておきます。

- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) 過去においてどういうものが免除されたかということ、私のほう 資料を持っておりませんのでお答えすることができませんが、やはりこれはケースbyケース ということになろうかと思っております。直ちにどういうものが免除の対象になるかという ことをお示しできればいいのですが、その利用者、あるいは利用目的そういったものを適切 に判断して、免除すべきものは免除するという、その都度の判断で行かざるを得ないのでは ないかと思っております。
- ○議長(岡本 勇君) 10番 山田君
- ○10番議員(山田 均君) 町長にお尋ねしておきたいと思います。

今、総務課長にお尋ねしたのですが、施設の修繕の問題であります。改修が必要になったという場合、協定書を結ぶということでその中で詰めるということですが、条例から言えば9月1日から施行ですので、即協定しなければならないわけです。今の時点でその問題がはっきりしていなかったら、協定のとき以後に延ばさなくてはならないということになるので、現時点の考え方としてはどういう考え方なのか、例えば100万円以下の場合は指定管理者がするということなのか、修繕の必要な原因が施設の老朽化により、やり直さなければならないというものについては町がやるということなのか、その辺の基本的な問題をはっきりしておいてほしいと思いますので、その辺の考え方伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長
- ○町長(松原茂樹君) 今後の施設の管理にかかわりまして、それぞれ施設の修繕等でてこようと思います。基本的な考え方としては、1件当たり50万円以下については指定管理者においてその費用を持っていただく。それ以上のものについては町のほうで考えていくということでご理解を賜りたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君)これをもって質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。

議案第78号 京丹波町グリーンランドみずほの設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例の制定について 原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

○議長(岡本 勇君) 暫時休憩いたします。

午前11時15分より、会議を開きます。

休憩 午前 11時02分 再開 午前 11時15分

- ○議長(岡本 勇君)休憩前に引続き会議を開きます。
- ○議長(岡本 勇君) 次に議案第79号、公の施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

3番 東さん

- ○3番議員(東まさ子君) 先ほど聞きかけていたのですが、管理者を指定するときの選定委員会ですけれども、今までもたくさんの住民サービスを低下させない、また利用料金の問題など、先の条例の質疑のときに出ていたのですが、そういう事業計画も含めて、選定委員会の意見を聞くというふうな条例の手続になっておりましたが、今回はいつそういう選定委員会を開かれたのか、また、選定委員会というのはどういう構成のメンバーでもっておられるのかお聞きをしたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) 選定委員会の関係でございます。

選定委員会規定というのを設けているわけでございます。それに基づきまして去る8月2 3日に選定委員会を開催いたしまして、検討した結果、今回、議案に上程させていただいた ということでございます。

この選定委員会というのは、それぞれ先行いたしております各市町村の状況等もふまえまして、内部の職員が最もそれぞれの施設等の業務に精通しているということから、助役2名、参事2名、支所長2名、所管する担当課長ということで構成をいたしておるものでございます。ただ外部の者の意見を聞くことができるという規定を設けておりますので、そういった部分も十分参考にしながらこの選定委員会を進めてまいりたいと思っております。

○議長(岡本 勇君) 3番 東さん

- ○3番議員(東まさ子君) 指定管理者を指定するときに、公の施設の目的からすれば公平であるべきであります。外部のほうから意見を聞くことができるということでしたけれども、きっちりとそういう専門家の人たちも選定委員会に入れていくべきではないかと思っております。きっちりと指定をして選定委員を選んでおくとするべきではないかと思いますが、その点についてはどうですか。
- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) 現状の規定でそれは十分まえるように考えております。 それから今回は単独指定ということにさせていただいております。もちろん公募という形での選定委員会を開催する場合は、やはり第3者的な意見も十分聴取する必要があると思っております。
- ○議長(岡本 勇君) 1番 西山君
- ○1番議員(西山和樹君) 指定管理者に今回財団法人瑞穂町農業公社とこうあるわけですが、 未だに瑞穂町が続いているのですかね。商号変更はされないのでしょうか。それとそれから 現在ここの出資者があと20%あるように思います。500万円分。出資者はどことどこな のか、それも併せてお伺いしておきます。商号変更というものは常識的には即やるべき、特 に財団法人なんかはやるべきだと思いますが、未だに瑞穂町というのを引きずっているのは 公の場所に出てくるものとしてはちょっと問題があろうと思うのですが、そのあたりの所見 も併せてお伺いします。
- ○議長(岡本 勇君) 森田瑞穂支所長
- ○瑞穂支所長(森田一三君) 確かにご指摘がございましたように、瑞穂町がなくなったという ことから商号変更等も必要かというように考えておりますけれども、理事会等の検討の中で、 先ほど町長からもありましたが、食彩の工房との業務提携の話。

さらには合併協議の中では農業公社についても一定、早い時期にそれぞれの地域にあります 公社、それから和知の場合は振興公社の中のひとつの部門ということもございますが、こういったことの合併についても合併協議の中でできるだけ早い時期に検討すべきということもご意 見としていただいております。

商号変更ひとつやるとしても経費的なものもございまして、直近にそういった事情等もふまえる中で現状としてはこのままでいきたい。例えば瑞穂の場合は森林組合につきましても、商工会につきましてもまだそれぞれの名称もありますし、合併を控えているということで、現行では商号変更を速やかに行わずに、そういった状況もふまえながら検討していきたいということでございますのでご理解いただきたいと思います。以上です。

- ○議長(岡本 勇君) 山田産業振興課長
- ○産業振興課長(山田 進君) 2,500万円のうち500万円につきましては京都農業協同組合でございます。
- ○議長(岡本 勇君) 13番 篠塚君
- ○13番議員(篠塚信太郎君) 財団法人農業公社をこの指定管理者に決定をされたわけでありますが、選定委員会も開催をされているわけでありまして、十分そこで検討されたと思うわけでありますが、今日も資料、設立とか、資本金、従業員数等は提出をしていただいておりますが、やはりわれわれ議員としても公社の財務内容とか、経営状況が知りたいというわけでありまして、経営状況がわからずに審査、また判断はできないということになっておりまして、事前に直近の決算書を配布していただきたかったというふうに思います。今でもよろしいですから決算書を配布いただきたい。でないと私の判断はできないということであります。

2点目ですが、パートには通勤手当を支給していないということでありますが、正職員であれ、嘱託であれ、パートであれ、そこまで通うのには通勤費というのはかかるのでありまして、なぜ公社は通勤手当を支給していないのか、明確な理由をお聞きしたいのと、今後どうされるのかということについてもご答弁をお願いしたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 森田瑞穂支所長
- ○瑞穂支所長(森田一三君) 私がお答えするのは何ですが、知る範囲でお答えさせていただきます。

町のほうにつきましてもパートにつきましては通勤手当の支給がされておりません。従いまして、そのことを例として公社も決定されたというふうに理解をしておりますし、一方パートにつきましては雇用契約1年毎の契約できていただいております。契約条件を熟知いただいて、そのことで契約させていただいておりますので、その上での雇い主と雇われる側との契約という形でご理解いただきたい。その中で通勤手当等は支給しないということになっておりますのでご理解いただきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) ただいまの収支決算書の配布でございますが、休憩をいただきま して資料を印刷しまして資料を配布させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
- ○議長(岡本 勇君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時25分 再開 午前 11時34分

- ○議長(岡本 勇君)休憩前に引続き会議を開きます。 ただいま農業公社の収支決算書がお手元に配布されました。よって質疑を継続します。
- ○議長(岡本 勇君) 10番 山田君
- ○10番議員(山田 均君) 先ほど提案理由の中で説明があったのですが、ひとつマスターズハウスの関係で、肉と豆の加工の関係の説明がありましたが、キロ数でありましたが、売上金額というのは具体的に言えば、肉であればいくらであったのか、豆であったらいくらであったのかというのをお尋ねしておきたいのが1点。

貸農園の関係なんですが、現在の利用率といいますか、どの程度、区画のうち契約になっているのかが1点。

それから、マスターズハウスの加工施設と研修施設というのがございまして、一定会議ができる場所になっておりますが、当然そういう場所でございますから、使用料金というのがあるわけでございますが、実際申し込みをしますと、今、使用許可ができないということがあります。というのは加工したものを入れているということです。本来の目的からするとマスターズハウスの研修に提供するわけで、倉庫や物置でないので当然そういうようにすべきと思います。必要であれば倉庫を建てるというようにして、研修施設として活用していくというのが本来の目的だと思いますが、そのへん今回指定管理者として農業公社に指定されるのですが、そういう管理運営の中身の問題については町の施設としてはっきりしておくべきと思いますが、その点併せて伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 山田産業振興課長
- ○産業振興課長(山田 進君) 第1点の製造加工販売収入の内訳でございます。決算書のほうにも加工品ということで1,758万3,789円計上されております。うち肉製品が1,060万1,336円でございます。それから煮豆等豆製品につきましては524万2,049円ということでございます。あとそばとか、錦市場などの仕入れ商品等あるのですが、そういう実績ということでございます。

それから貸農園の稼働状況でございますが、現在23区画の使用ということで聞いております。

それから事務所が製造室になっているという部分いつきましては、一定そういう部分で使用されていることも事実でございます。設置目的が会議室とか、あるいはミーティング室でございますので、こちらのほうも十分認識いたしまして、公社のほうへ調整したいというふうに思っております。以上でございます。

○議長(岡本 勇君) 13番 篠塚君

- ○13番議員(篠塚信太郎君) 決算書を配布していただいたのですが、公社は単式でしたか。 単なる決算の明細ですね。複式であれば貸借対照表があると思いますが、それを出してもら わないと財産とか借入金の状況とか、このように単式の明細書では判断できないのですが、 いかがですか。
- ○議長(岡本 勇君) いずれ9月の決算ということで9月の定例会にはおそらく参考資料と して出てくるのですが。
- ○13番議員(篠塚信太郎君) 指定をしようとしているので判断資料がほしいと言っているので、出せないのであれば出せない理由を言ってください。
- ○議長(岡本 勇君) 山田産業振興課長
- ○産業振興課長(山田 進君) 申し訳ございません。手元にございますので時間いただきま してコピーをして配布させていただきます。
- ○議長(岡本 勇君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時40分 再開 午前 11時42分

○議長(岡本 勇君)休憩前に引続き会議を開きます。

13番 篠塚君

○13番議員(篠塚信太郎君) この決算書を見ますと、17年度ということで、町の補助金が 3,111万3,000円ということで前年度より若干増えているのですが、今後、指定管 理者制度に移行した場合、町の補助金がどのようになるのか、減額される見込みがあるのか どうかお聞きしたいと思います。

それと、パート職員の通勤手当の問題でありますが、町に準じて支給はしていない、契約でそのようにしているので支給はしていないというご答弁でありましたが、実際の話はそうなんでありますが、しかし職員にしろ、嘱託にしろ、パートにしろ通勤費はかかるわけでありますので、町のほうでもそういう対応をされていろんな問題が出ているということもございますので、今後、パート職員の通勤手当についても重要な人材確保という点からもご検討願いたいと以上でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 山田産業振興課長
- ○産業振興課長(山田 進君) 補助金の件でございますが、公社のほうから出ております申請書につきましては収支計画書におきまして、指定管理料となるのですが18年度後期分につきましては583万円、19年度以降につきましては1,000万円、これは製造加工に関する部分でございますが、そういう数字でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 森田瑞穂支所長
- ○瑞穂支所長(森田一三君) パート職員の通勤手当につきましては今もご意見がございました ので、公社の理事会等でご検討いただくよう連絡をさせていただきたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。

議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について 原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

○議長(岡本 勇君) 次に議案第80号、公の施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

7番 今西君

- ○7番議員(今西孝司君) グリーンランドみずほ株式会社の代表取締役は旧瑞穂町長の黒田町長の名前になっておりますが、今いただいた資料によりますと、ずっと前から兼務という形で黒田氏が務めておられるということで、あまりこうした施設に管理を委託されるということはイメージ的によろしくないと思います。結局、旧瑞穂町の町長がそのまま横滑りのような状態で、今度新しいグリーンランドみずほの社長になられるということは、権力のたらいまわしが行われているようなイメージを町民に与えないかということで、この際、新しい会社になったときには社長も交代をしてもらったほうがいいのではないかと思うのですが、これが民間の会社になれば社長の交代とか我々が口出しできなくなるわけですので、今のうちに交代をしていただけることができないかどうか、お伺いをします。
- ○議長(岡本 勇君) 田端企画情報課長
- ○企画情報課長(田端耕喜君) これにつきましてはグリーンランドみずほ株式会社という法人がありまして、その中で以前はたまたま町長でお世話いただいておりました黒田さんのほうが代表取締役ということでご就任いただいていたのですが、今回も役員の改選につきまし

て行政のほうにお問い合わせがあったわけでございますが、その中で順調にこうして経営の努力をされながら運営をお願いしている等々もございまして、改めて今、行政の中からそちらのほうへ取締役という形で選出させていただくのではなく、現体制を維持していただきながら、なおいっそうの住民サービスの向上等にも努めていただきたい等々の思いもございまして、今度は現時点では町長職のほうはお離れになっておられますので、黒田一夫様を取締役として選出していただきまして、その中で代表取締役という形でご承認いただいているというような状況でございまして、今期につきましては、少なくてもこの様な状況で進んでいっていただけると解釈をしている状況でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 10番 山田君
- ○10番議員(山田 均君) 1点お尋ねしておきたいと思います。

指定の期間の問題でございます。先ほどの施設を含め3年間ということになっております。 3年間というのは具体的にどういう理由があるのかどうかということと、当然、引き続いて やるのかどうかという問題が3年経てば迫られるわけでございます。会社として、また職員 として携わっているものからすれば不安という問題もあるのですが、この辺の考え方という のはどういう考え方なのか、1点伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) 今回、3年ということで実際には9月からということで2年半という形になるのですが、今回はじめて指定管理者制度を導入させていただくということで、一定もう少し長い期間を指定いたしますと、指定管理をいただく管理料というのはその間一定の額を毎年管理料として指定管理者にお支払いするということになります。昨今の経済情勢等をふまえ、ある程度、はじめての試みでございますので、そういった状況の変化にも対応できるように、少し期間を短くさせていただいて3年という形で設けさせていただいたところでございます。
- ○議長(岡本 勇君) 10番 山田君
- ○10番議員(山田 均君) この3年間という、実際は2年半あまりですが、ということの中で、管理料の問題が出されたのですが、当然そういういろいろな事情によって変わる場合もあると思います。利用の状況というのは天候の問題もありますし、事故も起こればそういうこともありますし。これは毎年管理料を契約するということではなく、協定をすれば3年間であれば3年間、同じ管理料ということで変動しないという考え方なのか、そういうやむを得ない事情とか、管理上以外に起こった減収というようなことについても補填とか、金額の変更等はありえないのかどうかということも合わせて伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) この指定管理料の考え方は、例えば3年間で総額いくらという協 定をさせていただきます。したがって、その範囲内で単年度ごとに私どもは3分の1ずつ予 算に計上させていただいてお支払いするということでございます。

ただ、今おっしゃいましたように、予期できないことで非常な経費が指定管理者に伴った という場合については、やはりその時々において協議をしていかざるを得ないというように 思っております。

- ○議長(岡本 勇君) 13番 篠塚君
- ○13番議員(篠塚信太郎君) 総務課長の答弁で3年間の委託料を契約して、単年度ごとに支払っていくということでありますので、当然債務負担行為が生じてくると思いますが、9月 1日からされるとしたら、これ債務負担行為されているのでしたかね。
- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) 協定では3年分まとめてうたわせていただきますが、実際の管理 運営委託というのは単年度ごとに結ばせていただきますので、その部分で単年度ごとに予算 に計上させていただきたいというふうに思っております。
- ○議長(岡本 勇君) 13番 篠塚君
- ○13番議員(篠塚信太郎君) しかし契約の中身で、翌年度、翌々年度の委託料を担保するということは債務負担行為の何者でもないと思いますが、財政上、どうなっているのでしょうか。

コピーのリース料とか、車のリース料とか5年でそういうのがあります。そういうのは債務負担行為をしなくてもよいという法律に変わりましたが、こんなのまで変わったかどうかそういう通達がきていたら教えてください。

- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) 大変失礼をいたしました。

6月にも長期継続の条例をお認めいただいたわけでございますが、この部分で不動産に関する部分ですね。こういった部分については長期継続ができるということがございますし、そういった部分では債務負担行為が必要でないという解釈になるわけでございまして、協定書もまだ明らかにこの形で結ばせていただくということは具体的には協議ができていないわけでございますので、財政法上のルールにのっとって、私どもの判断としてこれは当然3年間指定すれば債務負担が必要であるということになるか、あるいは単年度ごとの金額を明示して協定をさせていただくかということについてはおって検討をさせていただきたいと思っ

ております。

- ○議長(岡本 勇君) 13番 篠塚君
- ○13番議員(篠塚信太郎君) ということは、単年度で契約を進めるということですね。でないと債務負担行為を議決しなければ契約できないということになりますので。先ほどの答弁と今回はそういう変更ということで、どないでもできるというような答弁では、追求しなくてはそういうことにはならないということでは困りますので。これからよく調べていただいて答弁なり議案も提出お願いしたいと思います。今回、補正予算で当然債務負担行為の案件が出ておりましたら特に問題ございませんし、併せて関連議案を提出お願いしたいというように思いますのでよろしくお願いします。
- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長
- ○総務課長(谷 俊明君) ただいま議員さんご指摘の点につきましては十分内部を点検させていただきまして検討させていただきたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君)これをもって質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について 原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 举手)

- ○議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。 よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。
- ○議長(岡本 勇君) 次に議案第81号 平成18年度町営住宅建設事業町営住宅三ノ宮団 地 5・6号棟新築工事請負契約についての質疑を行います。
  - 8番 小田君
- ○8番議員(小田耕治君) 契約金額のことで1点お尋ねしたいと思います。

説明によりますと平屋2棟で約7,500万円の契約金額になっとるわけなんですが、坪 単価的にいくとかなり高い金額になっていると、素人的にみますとそんなように思うわけで すが、この契約金額の中には建物の新築以外に他の付帯工事等も含まれているのかどうか、 その工事内容と、金額がいわゆるよく言われる坪単価いくらくらいになっているのかお尋ね します。

- ○議長(岡本 勇君) 松村土木建築課長
- ○土木建築課長(松村康弘君) 失礼します。建築単価についてお答えします。

2棟4戸でございまして、まったく1棟あたりの平米数も一緒ということでございますので、1戸当たり税込みで約1,810万4,000円でございまして、建築工事でございます。外溝工事が66万4,000円ということで、合計1,876万8,000円というのが1戸あたりの単価でございます。坪単価でございますが、建築工事1,810万4,000円を22.96坪ございますので割りますと78万8,000円ということでございます。高いということでございましたが、私が調べましたところ、京都におきましてはだいたい60から65くらいが相場ではないかと聞いておりますけれども、ただ通常、上がっておりますのは30から50坪くらいの建物というのが標準でございまして、本件につきましては約23坪ということで非常に小さいということでございます。逆に考えますと、普通の住宅ではなく2世帯住宅を2戸建てた、こういうふうな状況になるのではないかと思います。以上です。

- ○議長(岡本 勇君) 3番 東さん
- ○3番議員(東まさ子君) 今回、指名競争入札ということで安谷組が契約されたのですが、 旧の丹波町では指名した業者をすべて報告していたのですが、そういう業者を明らかにする のと、それから落札金額というのを明らかにしていくことについては考えられないか、以上 についてお聞きをします。
- ○議長(岡本 勇君) 松村土木建築課長
- ○土木建築課長(松村康弘君) 指名業者でございますが、申しあげますと和知地区の株式会社 社河野建設、瑞穂地区の株式会社安谷組、旧丹波の株式会社今藤建設、それから旧丹波の新 陽建設株式会社、それから旧丹波の株式会社KOBAYASIでございます。以上5業者によりまして て入札をいたしております。それから落札金額の開示でございますが、それは工事の予定と それから入札の指名とか、状況とか公表いたしておりまして、本件につきましても入札いた しました同日夕刻には公表をいたしております。閲覧につきましては土木建築課のカウンタ 一の前に閲覧簿、それから結果をおいておりますので、署名をいただいてごらんいただいた ら結構かと存じます。以上でございます。
- ○議長(岡本 勇君) 7番 今西君
- ○7番議員(今西孝司君) 今さっきの小田議員の質問に対して、課長からありました単価の

問題ですが、一坪当たり78万8、000円といえば総檜づくりの2階建ての、田舎の民家 の屋根の棟瓦でもまたげないほど積んだような、立派な家が建設できるというふうに私は職 業柄算定いたします。その中で、木造建築であれば4寸角の無節の家がこの坪単価くらいや ったら建築できるということが確信を持っていえますけれども、家の大きい小さいにかかわ らず、4戸いっぺんに建設するのであれば、建築コストというのが逆に安く上がるのではな いかというふうに思うわけです。さっき課長が言われた指名入札に加わった業者すべてこれ は土建屋さんでありまして、建築のほうでも確認申請の許可を取れるものを出しておられる と思うのですが、そこの会社ではおそらくそれだけの大工を抱えて建設をやっておられない ので、下請けにそのまま投げで渡されるのではないだろうか、その間に多くの利益を入札し た企業が自分とこで利益を吸い込んで、何割かを自分の懐に入れて、その下請けに回される ということでこういうことがおきると私は思います。できれば、私はその指名競争入札に申 請をしている人でなくても、京丹波地域にはそれだけの技術を持った建築屋というものがい るので、私はそういうとこへそういう工事は任せてやるべきだというふうに思うんですけれ ども、法律的にどうなっているのかといわれれば、返す言葉もないんですけれども、やはり 地元の企業を育てるということからも、建築関係の仕事は建築屋に任せて、土木のほうに入 札をさせるというようなことを改めていくべきではないか。そこで税金の使い道の削減もで きるのではないかと思いますが、そういう考えはないかということも伺っておきたいと思い ます。

- ○議長(岡本 勇君) 松村土木建築課長
- 〇土木建築課長(松村康弘君) まず、1 戸あたりの単価の問題ですが、1 6 年度において、旧瑞穂町さんで住宅をそれぞれ棟ごとに発注しておられるわけなんですが、そのときの単価を平均しますと、1, 9 1 7 5 8, 0 0 0 円ということでございます。今回一括して入札いたしましたので 1, 8 7 6 5 8, 0 0 0 円と 1 戸当たり約 4 1 万円ほどのコストのほうが下がっております。

それから指名についてでございますが、今回につきましては木造でございますが、基本的に建築の技術屋さんがおりまして、下請けには業種が多種多様ありまして、それを管理していくということでございます。ということでございまして、一応指名した業者が建築業でないという発言でございましたが、5社につきましてはきちっとした京都府でもAランクにランクされております建築5社でございますので申し添えておきます。

それから一般競争入札のことをちょっとお話になりましたけれども将来的には私どもも、 一定金額以上につきましては一般競争入札でできるような体制を構築していきたいと考えて おります。

- ○議長(岡本 勇君) 10番 山田君
- ○10番議員(山田 均君) 私も伺っておきたいと思います。先ほど東議員から落札価格について質問があって、閲覧しているから見てもらったらよいということでした。一般の住民の方に言ってもらうのにはいいですが、議会で質問しているのですからそれはちゃんと答弁するというのが当然と思います。その点だけは申しあげておきますし、答弁すべきということを申しあげておきます。

一般競争入札の関係で将来的なそういう考え方ということでしたが、今、町の場合はお金がないということを口癖のように言っているわけですから、やはり全国的な例を見ても一般競争入札をすることによって、契約金額、落札金額が下がっていくというのが全国的な例ですので、そういうことを一日も早く取り入れていくべきと思いますが、その点についての町長のお考えを伺っておきたいと思います。

それからもう1点、素人でわからないのですが、今回発注といいますか、契約している2 戸1は16年に建築したものと同じなわけです。同じものを建てる、もちろん設計管理という問題もあろうと思いますが、当然そういう面から言えば費用的には設計はできているわけですから費用的には安くつくと思うのですが、今ありましたように40万円近く安いのだということでございましたが、もっと安くなるということにはならないのかどうか、併せて伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長
- ○町長(松原茂樹君) 指名の関係でございますが、今ご指摘のとおりこれから一般入札方式 に移行するために努力をしてまいりたいというふうに思います。非常に相手先が広くなると いうこともありますので、慎重に対応をしてまいりたいというふうに思っております。
- ○議長(岡本 勇君) 松村土木建築課長
- ○土木建築課長(松村康弘君) 失礼します。落札額の関係でございますが、落札額は7,1 50万円でございました。それに消費税を加えまして7,507万5,000円ということ でございます。
- ○議長(岡本 勇君) 1番 西山君
- ○1番議員(西山和樹君) 老婆心ながらちょっとお聞きしておきたいのですが、この図面で今回2戸1が二つ建つということなんですが、それの北東になるところの扇型の空き地がございますが、これはただ単なる空き地として今後置いておかれるのか、他の何かの用途があるのかそれについてまずお伺いしたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松村土木建築課長
- ○土木建築課長(松村康弘君) 私が聞き及んでおりますところでは、住宅分譲も含めて検討 するということで聞いておりまして、最終的にどうするのか今は決定いたしておりません。
- ○議長(岡本 勇君) 1番 西山君
- ○1番議員(西山和樹君) 後日できるかできないかはどちらでもよいのですが、その間の管理はかなりの場所で馬鹿にならないと思います。これをここに入っておられる方が、例えば草刈をするとか、花を植えるとかの管理をされるということであればいいのですが、この分についてまだ町がお金を持ち出して管理をしていかなければならないということでは、何をか言わんやでございます。経費削減のおりからも十二分にそのあたりのことはよく検討されて、何とか町が管理するための維持費の無駄のないように考えていただきたい。目的がないなら例えば花見ができるようにするとか、何らかの考えもいるのではないですかね、ただ単に空き地でこれ何をするのかな、分譲するなら分譲するでさっさとやっていただきたい。そのあたりについてちょっと伺います。
- ○議長(岡本 勇君) 松村土木建築課長
- ○土木建築課長(松村康弘君) 管理につきましては現在年1回程度、町のほうで草刈をして おります。今後は入居者の自治会といいますか、そちらとも十分協議いたしまして、適正な 管理を行っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
- ○議長(岡本 勇君) 13番 篠塚君
- ○13番議員(篠塚信太郎君) 私もこの三ノ宮団地の現場も見せていただきました。本当に立派な建物でありまして、若い人が住んでおられるということで、非常に入る人にすれば本当にすばらしい町営住宅であります。今回の契約の物件、案件につきましては、既設のものが建っておりますので、また形とか、二階建てとかこういうのではいかんと思いますし、これでよいわけで。今後の話でございますが、これ2戸1といいながらつながっているといえば微妙に物置のところがわずか半間つながっているだけで、事実上これ1戸建てですわね、これ、平屋ですわね、まあ、考えたらこれ以上、経費の無駄遣いもない、こんなものがあったら見たいと思いますね、全国で。ということは立派なものを建てて入居してもらうのもいいのですが、まだ不足しているというのが町営住宅の現状でありますので、同じ経費でもっと5戸建てるとか、6戸建てるとか言うような選択肢がこれから必要と思います。こういう無駄なこれ2戸1で2階建てにしたらですね、3分の1くらい費用が減額されると思います。こういう無駄なこれ2戸1で2階建てにしたらですね、3分の1くらい費用が減額されると思います。こういう無駄な住宅建設は今回限りにしていただきまして、今後はもっとこれの半分くらいの経費で同じような間取りのものが建てられるようにご検討願いたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松村土木建築課長
- ○土木建築課長(松村康弘君) 今回の住宅につきましては都市再生の観点から、田舎の景観にマッチした住宅ということでこういう平屋建ての住宅になっております。今回、この団地につきましては今年度で終わりでございますけれども、住宅としていろいろなバリエーションがあっていいのではないかと思っております。ただし、議員さんおっしゃいましたようにコストには十分配慮いたしまして計画をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(岡本 勇君) 13番 篠塚君
- ○13番議員(篠塚信太郎君) こういう今の契約案件の物件をこれからも建てる可能性はある というご答弁でございました。私はこういう建物は一切やめていただきたいというように思 っておりますので、もう一度お聞きしておきます。
- ○議長(岡本 勇君)松村土木建築課長
- ○土木建築課長(松村康弘君) 計画にあたりましては、議員さんのただいまのご意見も十分 尊重いたしました中で、計画を進めていかせていただきたいと思います。今後ただ、どうい う住宅になるか、私この場で言える立場でございませんのでよろしくお願いします。
- ○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。

議案第81号 平成18年度町営住宅建設事業 町営住宅三宮団地5・6号棟新築工事 請負契約について 原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 举手)

- ○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。
  - よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。
- ○議長(岡本 勇君) 以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて終 了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成18年第2回京丹波町議会臨時会は、これをもって閉会 いたします。

議員の皆さんには大変ご苦労さんですが、午後1時30分から全員協議会をこの場において開催いたします。よろしくお願いいたします。

ご苦労さんでございました。

午後12時19分 閉会